

地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

みんなで支え合う地域づくりへ

民生委員・児童委員の活動にご協力ください



民生委員・児童委員とは

地域の一員として、地域の福祉を担う「特別職の地方公務員」です。みなさんの暮らしを応援するため、厚生労働省から委嘱されて活動しています。地域のよき「相談相手」、専門機関への「つなぎ役」として、誰もが住みよい、福祉のまちづくりを推進しています。

住民の立場で地域の困りごとをみなさんと一緒に考えサポートしていきます。

右のコードから静岡県の民生委員・児童委員活動の様子がご覧になれます。
静岡県の公式YouTubeチャンネルで紹介していますのでぜひご覧ください。



民生委員・児童委員
キャラクター
ミンジー

静岡県

民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員制度とは

- ・民生委員制度は100年以上続く歴史のある制度です。
- ・全国で23万人、静岡県で約7,000人が活動中です。

身分 民生委員法により、厚生労働大臣から特別職の地方公務員として委嘱されます。

任期 任期は3年です。(再任可)

報酬 無報酬ですが活動に必要な交通費・通信費などは支給されます。



民生委員・児童委員
のマーク

民生委員・児童委員の役割とは

地域住民の立場で、福祉に関する困りごとを抱える住民を把握し、関係機関へつなぐ「福祉のつなぎ役」であり、地域のよき「相談相手」となります。利用できるサービスを知らずに、誰にも困りごとを相談できない方が多くいます。民生委員・児童委員は困った人の相談にのり、見守り支援を行います。



民生委員・児童委員の職務について ※民生委員は児童委員を兼務します。

民生委員・児童委員

地区担当委員

○**担当地区を持ち、区域内で主に活動します。**

- ・地区住民の生活状態の把握
- ・地域住民への相談・助言・見守り活動
- ・援助を要する者への適切な情報提供
- ・行政や福祉関係の援助を受ける際の状況確認、証明事務
- ・福祉関係機関との連携及び協力
- ・福祉団体の活動への協力
- ・児童健全育成にかかる相談や通報

主任児童委員

- 児童委員の中から指名され、児童委員活動を専任として活動します。**
- 主に児童健全育成活動を行います。**
- 法定地区に2人又は3人が配置されます。**

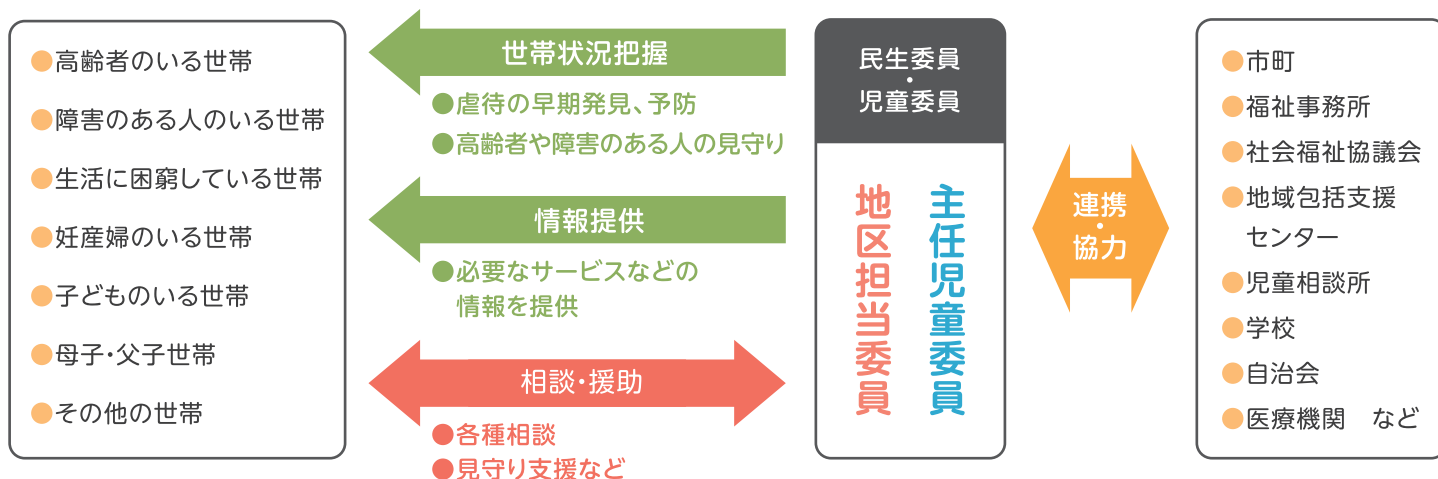
- ・児童委員活動の援助・協力
- ・学校や児童福祉機関との連絡調整
- ・子育ての支援活動
- ・行政、児童相談所、学校などの会議に参加
- ・地区担当委員と関係機関との連絡調整など

プライバシーを守ります

- ・民生委員・児童委員は、民生委員法により守秘義務が課されています。
- ・相談内容を守り、個人情報やプライバシーの保護に配慮して支援活動を行うので、安心して相談することができます。
- ・民生委員・児童委員の守秘義務は、委員退任後も引き続き課せられます。

民生委員・児童委員の活動について ※地域によって活動内容は異なります。

★地域の見守りや相談支援・地域福祉活動などを行っています。



人と人のつながりをつくる
やりがいのある活動だよ！

みんながお互いに協力し合えるように
顔が見える関係づくりをしているよ。

詳しい活動事例は動画で紹介
しているから見てね！



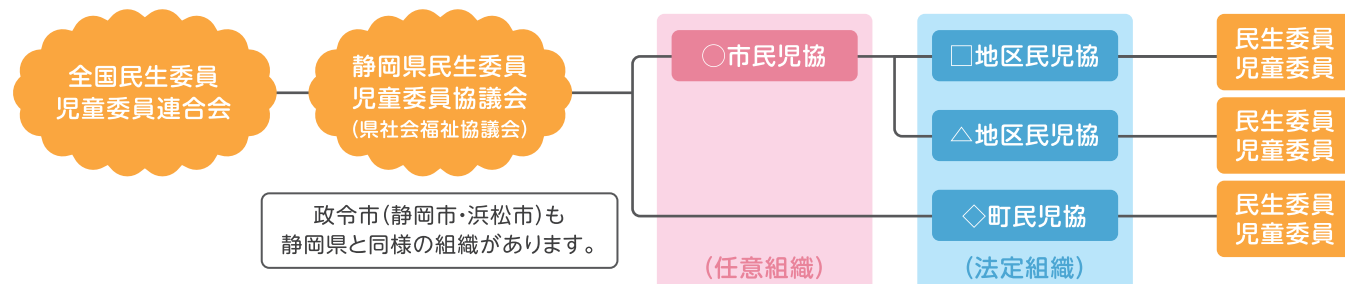
静岡県の魅力を表現した
「ご当地ミンジー」が誕生しました！
しずおかミンジー

ミンジーは、協力して子育てをする
ペンギンの姿を通して、「地域におけ
る支え合いを目指す」「社会全体で
子育てを応援する」活動に取り組む
姿を表しています。

地区民生委員児童委員協議会について ※地域によって活動内容は異なります。

民生委員・児童委員は、一人で活動するのではなく、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に属してその一員として活動します。民生委員・児童委員は、行政、関係機関、事業者などと連携して地域福祉を推進します。

地区民児協では毎月「定例会」を開催し、委員同士の連携を図りつつ研修や支援方法の検討などを行っています。



活動中の事故やケガの補償について

- ・委員活動は、世帯訪問など外出する機会が多く、思わぬ事故やケガに遭うことがあります。
- ・委員は特別職の地方公務員であるため、公務災害の対象となります。
- ・活動保険に加入しますので、事故などによる怪我の補償だけでなく、対人・対物に対しても補償の対象となります。

民生委員・児童委員が委嘱されるまで

市町の「自治会・町内会」などからの選出、推薦をもとに、市町の民生委員推薦会が県に対して候補者の推薦を行い、県知事からの推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱します。



どんな方に民生委員・児童委員になっていただきたいか（適格要件）

- お住まいの市町の選挙権を有する方
- 健康で、家族や職場の理解と協力があり、民生委員・児童委員活動に必要な時間が割ける方
- 地域に居住し、地域の実情を把握していて、住民が気軽に相談できる方
- 個人の人格を尊重し、差別的な取扱いをしない方
- 個人の生活上、精神上、身上の秘密を固く守ることができる方
- 民生委員・児童委員の職務上の地位を政党や政治的目的のために利用するおそれのない方
- 継続して委員活動を行うことができる方

民生委員・児童委員協力員制度について

- 静岡県には、地域住民の協力を得ながら、助け合い支え合うことができる体制づくりと委員の負担軽減などを目的に「民生委員・児童委員協力員」制度があります。
- 協力員は、ボランティアとして民生委員・児童委員の活動を補佐します。
- 協力員の「ペアサポーター」は、民生委員の活動を補佐し、「エリアサポーター」は、地区民児協の運営や活動を補助します。
- 新しく委員になり活動が不安な方は、ペアサポーターの配置を希望することができます。



この制度を含め、民生委員・児童委員の地域福祉活動にご理解・ご協力をお願いします。

「民生委員・児童委員」については、お住まいの市町の民生委員・児童委員担当課へお問い合わせください。

発行元

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課
(TEL) 054-221-3525

